

新規加入の皆様へ国民健康保険料についてのご案内

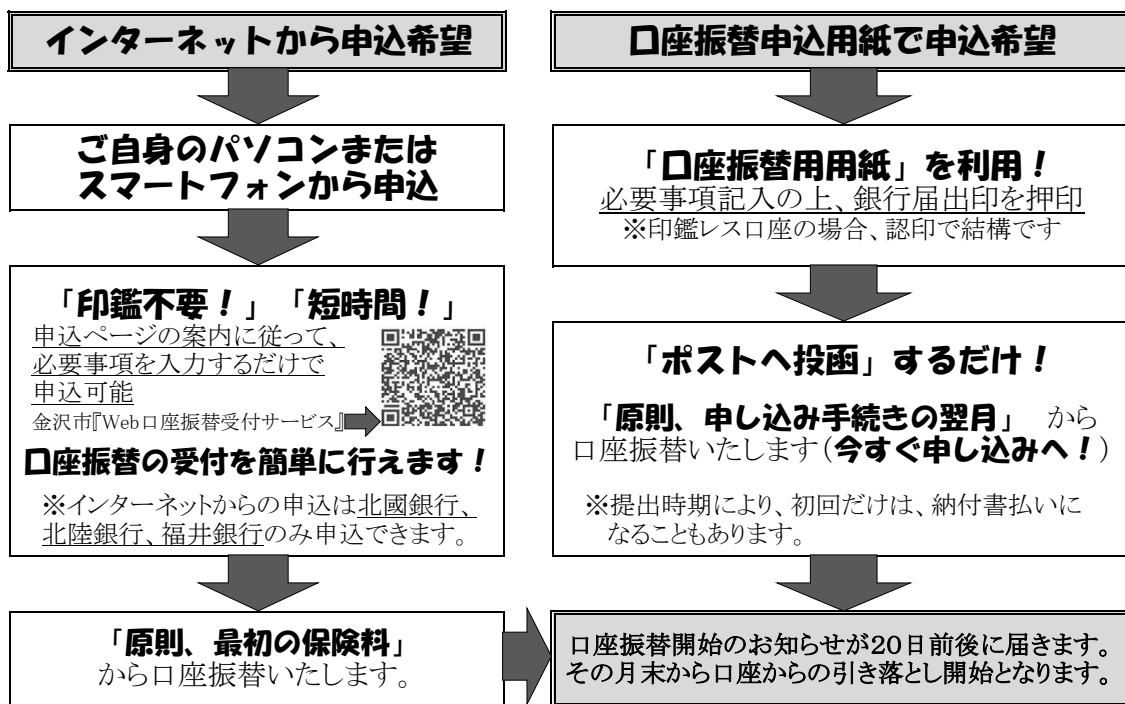
1. 納付義務者は世帯主です

- (1) 世帯に国保の被保険者がいる場合、世帯主が国保の被保険者であるかないかに関わらず、世帯主が保険料の納付義務者となります。
- (2) 保険料を納めていただく納入通知書は、原則翌月20日頃にお届けいたします。
※届け出が月初めの場合には、届け出月の20日頃にお届けする場合があります。

2. 保険料の決まり方

- (1) 初回の保険料は、前の健康保険の資格喪失時(転入の方は転入時)まで遡り、年度単位で計算されます。
- (2) 市外から転入された方の保険料(所得割)は、前住所地に所得を照会した後でなければ計算できないため、最初は基本料金(平等割・均等割)のみの通知書をお届けし、翌月以降に改めて保険料を再計算した通知書をお届けする場合があります。

3. 保険料の納付には口座振替が簡単・便利でおおすすめです



4. 国民健康保険を脱退する時は、脱退の手続きが必要です

- (1) 職場の健康保険加入や、その被扶養者となった時は、国民健康保険の脱退が必要です。
- (2) 保険年金課又はお近くの市民センターにて脱退の手続きを行うか、郵送又は電子申請で脱退の手続きを行ってください。詳細はホームページをご覧ください。